

見積合わせ心得書

(目的)

第1条 帯広防衛支局が実施する物品及び役務の調達その他の契約におけるオープンカウンター方式による見積合わせの取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他法令に定めるもののほかこの心得書の定めるところによるものとする。

(見積書の提出)

第2条 見積合わせに参加を希望する者は、北海道防衛局ホームページ等で掲載又は帯広防衛支局が手交した「オープンカウンター方式による見積合わせの実施について」等の見積合わせに係る資料（以下「見積合わせ資料」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

- 2 前項において希望があれば、手交に替え見積合わせ資料に係る資料を電子メール又はファックスにて受領することができる。
- 3 見積書の様式は任意とする。ただし、見積合わせ資料に係る資料において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
- 4 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 調達番号、件名、金額、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること。
 - (2) 見積金額を訂正しないこと。
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
 - (5) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと。
- 5 見積書の提出の際に、公示した格付けを有することを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。ただし、見積書の提出時に当該格付けを有していない者にあっては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとする。
- 6 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- 7 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(同等品による見積書の提出)

第3条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書の提出前に、分任支出負担行為担当官から同等以上の製品であることの確認を受けなければならない。

(見積合わせ)

第4条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、公示した実施日に非公開で行う。
- 3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、分任支出負担行為担当官が選定した者に見積書の提出を依頼することができる。

(無効な見積書)

第5条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、記名押印等見積書に記載を必要とする事項の記載を欠く見積書

- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 見積合わせ資料に定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

3 くじ引きの日程は、別途通知する。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって帯広防衛支局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができるものとする。

4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知する。

(結果の公表)

第7条 見積合わせの結果は、北海道防衛局ホームページ並びに帯広地方合同庁舎において公表する。

2 前項の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する照会には応じない。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、分任支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、交付された日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

ただし、分任支出負担行為担当官から承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合で、請書（防衛省所管契約事務取扱規則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する請書をいう。）の作成を要する場合においては、契約の相手方に決定した後速やかにこれを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第9条 見積書を提出した者は、見積書の提出後に、見積合わせ資料の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第10条その他、必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 分任支出負担行為担当官は、契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 分任支出負担行為担当官は、契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止の措置を行うことができる。